

地域貢献活動支援事業説明会

いわきリエゾンオフィス企業組合

事業再生支援室 コンサルタント

高 城 康

地域貢献活動支援事業とは

厚生労働省からの委託事業です。
雇用失業情勢が厳しい地域の雇用拡大を目的とし、
営利法人が対象ではなく、地域貢献活動分野で活動
している法人などを対象に支援する事業です。

地域貢献活動分野とは、保健・医療又は福祉の増進
を図る活動、社会教育の推進を図る活動、まちづく
りの推進を図る活動、その他の地域社会に貢献する
活動分野などを言います。いわゆる、NPO法人の
活動分野である17分野に属する活動は地域貢献活
動分野になります。

※全国で7道県のみ(北海道、青森、岩手、福島、愛媛、佐賀、鹿児島)

支援内容

1. 新規雇用1名につき、60万円助成。
 - ①ハローワークを通して新規採用する。
 - ②6ヶ月継続雇用後、30万円を支給する。
 - ③更に6ヶ月継続雇用後、30万円を支給する。
2. 経営体制整備のため専門家が無料で支援。
 - ①採用（雇用・定着）に関する支援を実施する。
 - ②人事労務管理に関する支援を実施する。
 - ③その他経営体制に関する支援を実施する。

地域貢献活動支援事業

雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において、地域貢献活動分野を地域の活性化に資する新たな雇用の場として開拓するため、対象法人における雇用管理体制等の整備及び労働者の雇入れ・定着を支援するとともに、被支援法人による労働者の雇入れに対する助成を行う。

① 地域貢献活動体制整備事業

→ 地域貢献活動分野で活動する法人等（中間支援組織に対し、雇用管理体制等の経営体制を整備するための相談・研修等の支援を委託事業として実施

- 対象法人の実態把握
- 雇入れ支援・定着支援
- 経営体制整備のための研修 等



委託

中間支援組織

地域貢献分野で活動する法人等

雇入れ助成金の支給

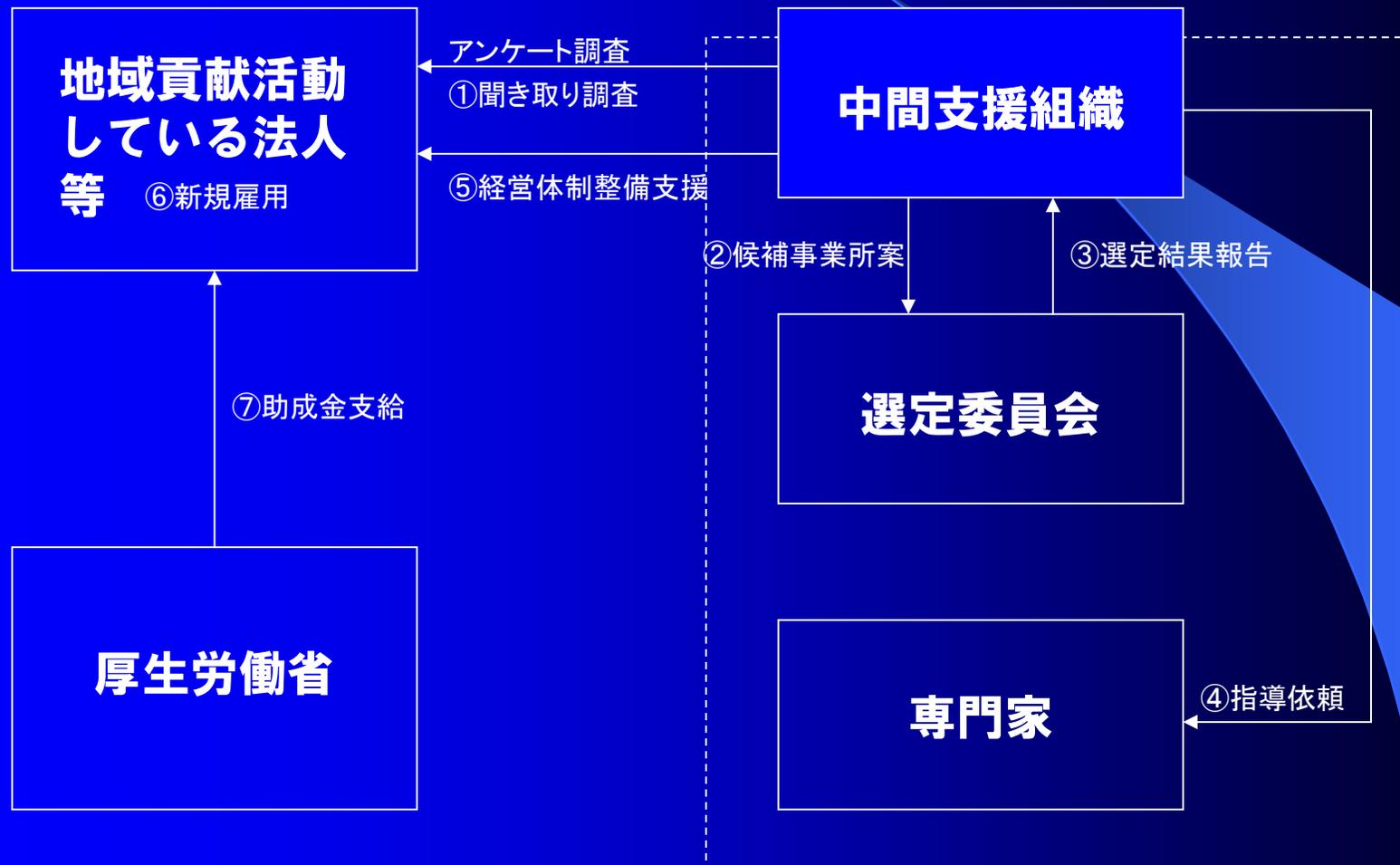
② 地域貢献活動雇用拡大助成金

→ 地域貢献活動体制整備事業を利用して経営体制を整備し、継続して雇用する労働者を雇い入れた、対象法人等に対して雇入れ助成金を支給

事業の対象者

1. 地域貢献活動を事業としていること。
(法人格の有無を問いません)
2. 現在、雇用者が29名以下であること。
(採用後、29名を超えることは構いません)
3. 雇用保険適用事業所であること。
4. ハローワークに求人票を提出していること。
5. ハローワークからの新規採用であること。
6. 専門家の経営体制整備支援を受けること。

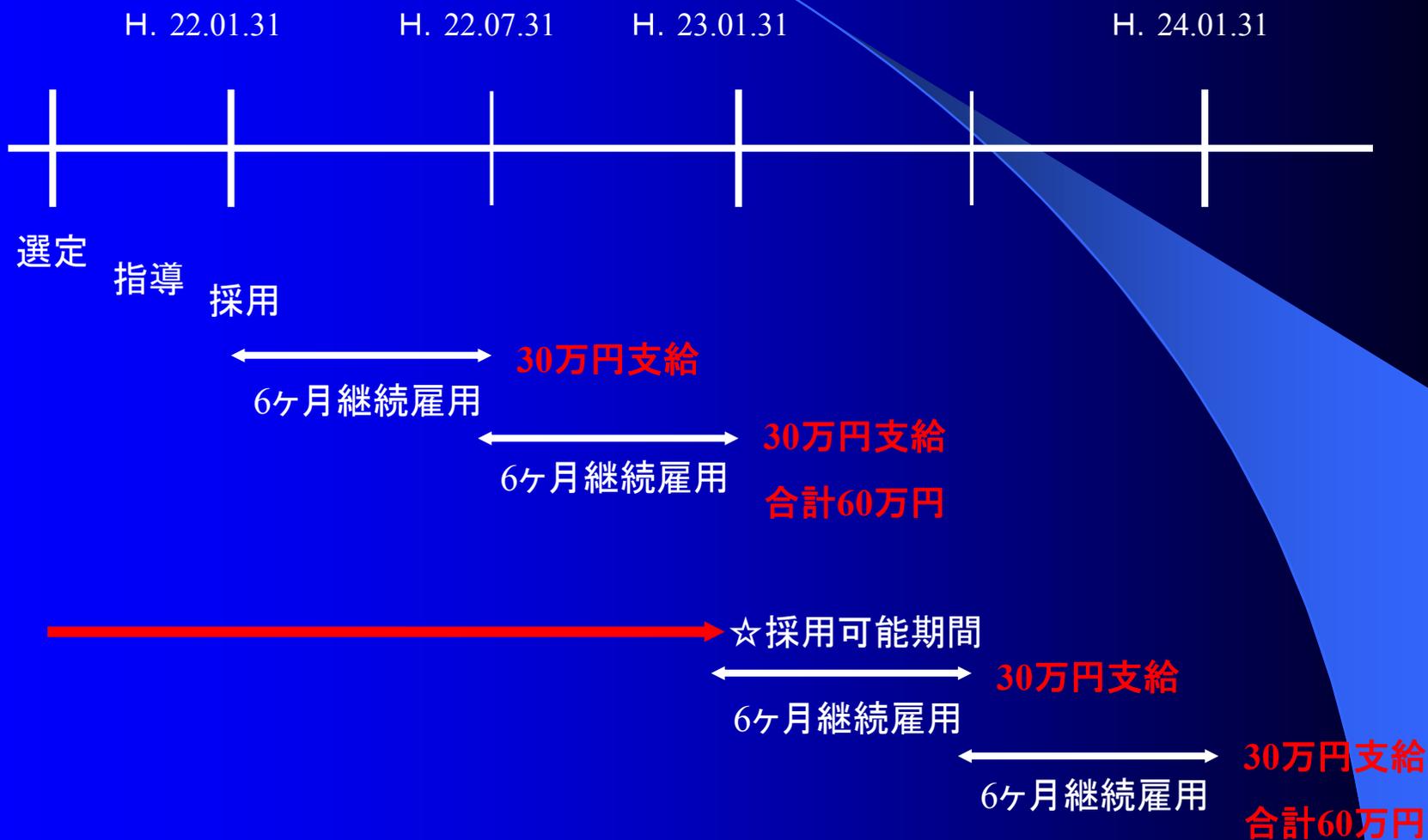
事業運営の流れ



留意点

1. 雇用関係のあった人を新たに雇用した場合には対象になりません。（過去3年以内）
2. アルバイトを社員或いはパートとして新たに雇用した場合でも対象になりません。
3. 経営支援を受けた上での雇用になります。
4. 学校卒業3ヶ月以上の満65歳未満の方の雇用が対象です。
5. 会社（事業主）都合による解雇が過去にないこと。
6. 労働関係法令の違反をしていないこと。
7. 過去に不正行為をしていないこと。
8. 宗教・政治上主義の推進者でないこと。
9. 平成23年1月31日までに雇用すること。

適用範囲



他の助成金との関わり

下記の助成金の支給を受けた場合には、この助成金は支給できなくなります。

- 求職活動等支援給付金
- 緊急就職支援者雇用開発助成金
- 沖縄若年者雇用促進奨励金
- 雇用創造先導的創業等奨励金
- 介護基盤人材確保等助成金
- 発達障害者雇用開発助成金
- 訓練等支援給付金
- 地域雇用開発能力開発助成金
- 中小企業緊急雇用安定助成金
- 派遣労働者雇用安定化特別奨励金
- 中小企業労働時間適正化促進助成金
- 特定求職者雇用開発助成金
- 地域求職者雇用奨励金
- 地域再生中小企業創業助成金
- 中小企業基盤人材確保助成金
- 介護未経験者確保等助成金
- 難治性疾患患者雇用開発助成金
- 職業能力評価推進給付金
- 中小企業雇用創出等能力開発助成金
- 若年者等正規雇用化特別奨励金
- 特例子会社等設立促進助成金